

風水害時における練馬区立学校（園）の対応の基本的な考え方について

1 一斉臨時休業に関する前日の対応について

台風の接近等により風水害が予想される場合は、原則として前日に、気象情報や交通機関の運行状況を踏まえ、一斉臨時休業の実施について決定します。**（午後 4 時頃）**

2 気象状況等の悪化が想定される場合の対応について

前日に一斉臨時休業を決定しなかった場合でも、その後の気象状況等の急激な悪化が想定される場合や、交通機関の計画運休が実施される場合には、一斉臨時休業の判断をすることがあります。**（当日の朝 6 時頃）**

3 学校（園）ごとの対応について

区として一斉臨時休業等の措置を実施しない場合であっても、学校（園）の判断により、登校（園）時刻の繰下げや教育活動の変更等の対応を行うことがあります。

4 移動教室や修学旅行等の対応について

移動教室や修学旅行等は、一斉臨時休業とするか否かに関わらず、教育委員会と各校で協議の上、対応を決定します。